

法令等遵守とリスク管理態勢

法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

■基本的な考え方

当金庫は、法令等遵守(コンプライアンス)を重視した企業風土を醸成することを経営の最重要課題と位置づけ、経営者自らが高い企業倫理と遵法精神に則って経営にあたり、その精神を役職員1人ひとりにまで浸透させ、コンプライアンスがすべての業務に優先するという考え方を全役職員に共有させています。

■コンプライアンス・プログラムの基本方針

1. 役職員は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し、責任ある健全な業務運営に努める。
2. 役職員は、あらゆる法令・規則・規範等を厳格に遵守し、仮にも社会の批判を受けることのないよう、適正な業務運営に努める。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対しては、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で対応する。

リスク管理の態勢

社会構造の変化や規制緩和などから金融機関の業務が多様・拡大していることに伴い、リスク管理も急激に多様化・複雑化しています。当金庫は、リスク管理こそが経営の重点施策と位置づけ、発生するさまざまなリスクに適切に対応するため、各種リスクを管理するリスク管理部署等の組織および役職員の役割を明確にし、その強化・高度化に努めています。

■リスク管理の基本方針

基本的な考え方

各種リスクの状況の的確な把握と管理・コントロールにより、経営の健全性を図っていくことで、信頼性の維持・向上を目指していく基本的な考え方から、当金庫は、各種リスクを認識し、リスク管理部署等の組織および各種会議の役割を明確に定め、金庫内に周知させることで、リスク管理体制の確立に努めています。

■統合的リスク管理体制

当金庫では、リスクの種類に応じて主管部門および担当部門を定め、リスクの把握、管理状況のチェックなど適切なリスク管理を行っています。各リスク管理部門で把握しているリスクの状況は、「ALM委員会」へ報告され、経営陣の意思決定に反映される体制となっています。

【ALM体制】

ALM委員会は、常勤役員と本部の部長で構成され、各部門から報告されるリスクや収益等の状況を把握してリスク・コントロールに努めるとともに、資産・負債の最適化に向けた審議・分析・検討等を行っています。

■組織・運営体制

当金庫では、コンプライアンス統括部署を総務部と定め、コンプライアンスに係る企画・立案・推進・状況把握を行い、理事長が任命した担当役員、本部各部長、本店営業部長、宇都宮支店長および岡本支店長で構成する「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する各種課題を検討・審議のうえ、理事会に報告、諮問する体制としています。さらに、本部各部と営業店にはコンプライアンス責任者と担当者を配置し、コンプライアンスの遵守状況の把握に努めています。

当金庫では、社会的規範を全うすべく「信用金庫行動綱領」を制定し、経営の基本方針を実現するための倫理観、価値観を明らかにしています。また、法令等遵守を実現するための具体的手引書である「コンプライアンスのための金融取引ルールブック」を活用し、遵法意識の徹底を図るとともに、毎月全役職員が勉強会を実施し、その成果を報告するなどして倫理感覚・遵法精神の高揚を図っています。

■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務内容の悪化等により、資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクのことです。当金庫では、信用リスクを的確に把握し厳格に管理するため、営業推進部門から与信案件を審議する部門を分離し、相互牽制機能が働くようにしています。リスク管理方針および手続の概要につきましては、自己資本の充実の状況に詳しく記載いたしました。

【自己査定体制】

全ての資産について、営業店および本部担当部門が第一次査定を行い、融資部門において第二次査定を実施しています。さらに、その査定結果が適切であるかを、該当部署から独立した監査部門が検証を行っています。

検証の結果については監査人である公認会計士が監査し、資産査定が適正に実施されているかを再検証する体制としています。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動することで損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動することで損失を被るリスクをいいます。当金庫では、感応度分析・VaR分析等による経済価値ベースでのリスク、シナリオ分析等による期間損益ベースでのリスクを把握・分析しています。なお、ALM委員会においては、多面的に審議することにより、市場リスクのコントロールを行っています。



■オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制、システムが不適切であること、または外生的事象の発生により損失を被るリスクをいいます。当金庫が管理するオペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクがあります。リスク管理方針および手続の概要につきましては、自己資本の充実の状況に記載しています。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の調達と運用における期間のミスマッチや予期しない資金の流出等により、必要な資金確

保が困難になる、または通常よりも高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。当金庫では、期間別に資金の入出金のギャップや資金調達可能額を把握し、資金繰りに問題が生じることがないように常時管理しています。

■内部監査体制

当金庫では、業務運営部門から独立した監査部門が、各本店における法令・規程等の遵守状況、各リスクの管理状況および運営状況等について検証・評価し、必要に応じて改善措置を講じるよう各部門を通して指導するとともに、各本店が独自に実施する店内監査を義務づけています。

償却および引当の方針

当金庫では、「自己査定基準」に基づいて、貸出金等の資産の価値を債務者の財務・経営状況に応じて自ら査定し、資産を分類しています。この自己査定結果を受け、厳格な基準に則した償却・引当を行っています。この状況を「信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況」としてお知らせしています。

関係法令に従い、自己査定の結果に基づき、次のとおり償却・引当を実施いたしました。

1. 基準日 2022年3月31日
2. 対象 貸出金、債務保証見返、仮払金、計上未収利息、有価証券等
3. 正常先、要注意先については貸倒実績率を採用しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込み額および保証による回収見込み額を控除し、その残額のうち必要額を個別評価による貸倒引当金に計上しています。
4. 実質破綻先および破綻先においては、Ⅲ分類を個別評価による貸倒引当金とし、Ⅳ分類全額を貸倒償却いたしました。

リスク管理体制図

